



## インフルエンザを防ぐには

## ◆「予防接種」を受ける

- ・ ワクチン接種から免疫ができるまで2週間～1カ月。  
流行する12月～3月を迎える前に接種するのがおすすめ。
- ・ 流行するウイルスの型が変わるため、毎年1回、定期的に接種することが望まれる。(※13歳未満は2回)
- ・ 新型コロナウイルスのワクチンを接種した場合は、接種後13日以上の間隔をおいて接種すること。
- ・ 特に、インフルエンザにかかると症状が重くなりやすい方は、主治医に相談したうえで、積極的にワクチン接種をしましょう。

発症の可能性を減らし  
重症化を防ぎます

## 【症状が重くなりやすい方】

高齢者、持病(心臓病・高血圧症・糖尿病・腎臓病など)がある方、乳幼児、妊婦、肥満の方 など

## ◆「手洗い」でウイルスを除去

## ◆マスク着用で「咳エチケット」

## ◆室内における適度な湿度の保持

## ◆十分な休養、バランスの良い食事

## インフルエンザにかかったときは

インフルエンザの治療薬が効く期間は、発症してから48時間以内です。それを過ぎると症状を抑えにくくなります。気になる症状があるときは、医療機関に連絡をしたうえで、早めに受診しましょう。

## もしかかった時は周囲にうつさない配慮を

- ・ 感染力がとても強いので、症状が治まっても2日ほどは自宅療養することが望ましいでしょう。
- ・ 家族(特に症状が重くなりやすい方)への感染を避けるため、できるだけ家族と別の部屋で療養しましょう。感染者はもちろん、家族全員がマスクを着用しましょう。
- ・ 感染者のお世話はできるだけ限られた人(できれば一人)に決めておきましょう。
- ・ 脱水にならないよう、こまめに水分を補給しましょう。また、定期的に部屋を換気しましょう。

## 高齢者の皆さんへ インフルエンザの定期予防接種が始まります

実施期間

10月1日(金)～  
12月31日(金)

**対象者** 黒潮町に住民登録があり、接種当日に次の①・②のいずれかに該当する方。

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障害者手帳1級に相当する方)

**実施医療機関** 黒潮町では下記の医療機関で予防接種を受けられます。

| 実施医療機関           | 実施期間               | 実施日(祝日を除く)                                                                                                           | 受付時間 |
|------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 拳ノ川診療所 ☎55-7111  | 10月1日(金)～12月28日(火) | 診療日が不規則となっていますのでお問い合わせください。                                                                                          |      |
| 佐賀診療所 ☎55-2037   | 10月1日(金)～12月28日(火) | 火・水・金<br>午前／8:45～12:00 午後／13:30～17:00                                                                                |      |
| 大方クリニック ☎43-2255 | 10月4日(月)～12月29日(水) | 月・水・金 午前／8:30～10:30 午後／13:30～15:30<br>火曜日 午後／13:30～15:30 木曜日 午前／8:30～11:30<br>午前・午後と健診や内視鏡検査の状況により、待ち時間が長くなる場合があります。 |      |

**お申し込み** 要予約。事前に希望の医療機関に接種日時をご確認のうえ、健康保険証を提示し接種を申し出てください。

**接種料金** 自己負担金1,100円(公的負担で接種できるのは、上記実施期間中1回だけです)

※生活保護受給者の方は、免除証明書を持参すれば自己負担金が免除となります。

免除対象の方は、申請手続きが必要ですので下記までお問い合わせください。

※被接種者本人の意思確認が最終的にできない場合は、予防接種法に基づいた接種を行うことができません。

## ○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836 佐賀支所 地域住民課 保健センター ☎55-7373